

社会福祉法人鹿沼市社会福祉協議会
評議員、理事及び監事の報酬等支給基準

沿革 平成29年6月23日 制定

社会福祉法人鹿沼市社会福祉協議会

評議員、理事及び監事の報酬等支給基準

(目的)

第1条 この基準は、社会福祉法人鹿沼市社会福祉協議会評議員、理事及び監事の報酬等支給基準を定めることを目的とする。

(基準)

第2条 社会福祉法人鹿沼市社会福祉協議会定款第10条及び第25条の規定により、評議員、理事及び監事の報酬は、これを支弁しない。

附則

この基準は、平成29年4月1日より適用するものとする。